

居宅介護支援事業所 憩 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 健康医学開発センターが開設する居宅介護支援事業所 憩（以下事業所）が行う指定居宅介護支援事業所の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅サービス計画を提供する事を目的とする。

(事業所の運営の方針)

第2条

- 1、事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5、前4項外、座間市の条例並びに関係法令等に定める運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 憩
- (2) 所在地 座間市相武台三丁目27番60号

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者兼介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、

法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関して、遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名 (常勤1名 非常勤0名)
介護支援専門員は、指定居宅支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祭日営業)
ただし、12月31日～1月3日を除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法・内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- (2) 課題分析に実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接を行い、利用者に生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。課題の分析について使用する課題分析方法は、独自の標準アセスメント方式を用いる。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
また、居宅サービス計画書の作成に当たって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であること等につき、文章の交付及び口頭により説明し、文章に利用者の署名(記名押印)を受けるものとする。
- (4) 居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者からの専門的見地からの意見を求めるものとする。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容等について利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得るものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (7) 適切に保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護

保険施設等の紹介その他の便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるように連絡調整を行う

(8) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者と面接を行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）する。モニタリングの結果については、その都度記録する。

(9) 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めることとする。

- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の料金に額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はない。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した場合の利用負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、座間市・相模原市南区・海老名市・大和市とする。

(相談・苦情対応)

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情に対して迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

- 第9条
- 1、事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 2、事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3、事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のために必要な措置)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処置体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会に開催、指針整備等）

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(個人情報保護)

- 第 11 条 1、事業所は、利用者又は、家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業所が得た利用者又は家族個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 12 条 1、事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 4 回
- 2、従業者は、業務上知りえた利用者様及びその家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容に含むものとする。
- 4、この規定に定める事項外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 25 年 10 月 15 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 26 年 5 月 15 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 28 年 3 月 16 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 29 年 11 月 16 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から実施する。
- 附則 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から実施する。
- 附則 この規程は、令和 4 年 8 月 16 日から実施する。
- 附則 この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から実施する。

附則 この規程は、令和 6 年 1 月 24 日から実施する。

附則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。